

上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則

平成 16 年 12 月 13 日

改正 平成 17 年 1 月 1 日 平成 17 年 2 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的等)

- 第 1 条 この規則は、「有価証券上場規程」第 13 条の規定に基づき、上場有価証券の発行者が行う会社情報の適時開示及び当取引所への書類の提出等について、必要な事項を定める。
- 2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 3 次章の規定は会社情報の適時開示について上場有価証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場有価証券の発行者は、同章の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

一部改正〔平成 17 年 2 月 1 日〕

(投資単位の引下げに係る努力等)

- 第 2 条 上場株券の発行者は、株券の投資単位が 50 万円未満となるよう、株式の分割又は 1 単元の株式の数の引下げによる投資単位の引下げに努めるものとする。
- 2 当取引所は、上場株券の最近の投資単位が 50 万円以上である場合であって、当取引所が必要と認めるときは、当該発行者に対し株式の分割又は 1 単元の株式の数の引下げによる投資単位の引下げを勧告することができる。
- 3 前項の勧告を行った場合において、勧告に沿った対応が当該発行者によって行われなるときは、当取引所はその旨を公表することができる。

第 2 章 会社情報の適時開示等

(会社情報の開示)

- 第 3 条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」(以下この規則において「取扱い」という。)において定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- a 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し
 - b 前aに規定する発行若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る発行若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
 - c 資本の減少
 - d 資本準備金又は利益準備金の減少
 - e 「商法」第210条若しくは第211条の3の規定又は「優先出資法」第27条の規定による自己株式の取得
 - f 「商法」第211条の規定による自己株式の処分
 - g 株式の分割又は併合
 - h 利益若しくは剰余金の配当又は「商法」第293条の5に定める営業年度中の金銭の分配（以下「中間配当」という。）
 - i 株式交換
 - j 株式移転
 - k 合併
 - l 会社の分割
 - m 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
 - n 解散（合併による解散を除く。）
 - o 新製品又は新技術の企業化
 - p 業務上の提携又は業務上の提携の解消
 - q 子会社（法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項
 - r 固定資産（「法人税法」（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得
 - s リースによる固定資産の賃貸借
 - t 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止
 - u 国内の証券取引所又は外国の証券取引所等に対する株券、優先出資証券又は預託証券（株券、優先出資証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
 - v 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - w 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）
 - x 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は同第24条の6第1項に規定する上場株券等の同第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
 - y 当該上場会社が発行者である株券等に係る前x前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る「証券取引法施行令」（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このyにおいて「公開買付け等」という。）

に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示

z 上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与

a a 代表取締役又は代表執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動

a b 人員削減等の合理化

a c 商号又は名称の変更

a d 1単元の株式の数の変更又は1単元の株式の数の定め廃止若しくは新設

a e 決算期の変更

a f 「預金保険法」（昭和46年法律第34号）第74条第5項の規定による申出

a g 「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て

a h 上場転換社債型新株予約権付社債券（「転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例」第2条に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事項

a i 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回

a j 普通出資の総口数の増加を伴う事項

a k 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動

a l 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a m 株式事務を当取引所の指定する株式事務代行機関に委託しないこと

a n aから前a mまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下このbにおいて同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有議決権数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。）の異動

c 特定有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。）の上場の廃止の原因となる事実

d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこ

- と若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- e 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - f 免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - g 親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下この規則において同じ。)の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動
 - h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「破産手続開始の申立て等」という。)
 - i 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分(以下「不渡り等」という。)
 - j 親会社に係る破産手続開始の申立て等又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社に係る破産手続開始の申立て等
 - k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - l 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。)との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - n 資源の発見
 - o 株主(優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下この規則において同じ。)による株式又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の差止めの請求
 - p 株主による株主総会(普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。)の招集の請求
 - q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の証券取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額(当該日の証券取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の証券取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)
 - r 社債券に係る期限の利益の喪失
 - s 上場転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他上場転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実

- t 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
 - u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
 - v 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記載されることとなったこと。
 - w 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を当取引所が指定する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を当取引所が指定する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと
 - x aから前wまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合
- (4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益若しくは利益若しくは剰余金の配当若しくは中間配当又は当該会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が取扱いにおいて定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合
- 2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が取扱いにおいて定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- (1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- a 株式交換

- b 株式移転
 - c 合併
 - d 会社の分割
 - e 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
 - f 解散（合併による解散を除く。）
 - g 新製品又は新技術の企業化
 - h 業務上の提携又は業務上の提携の解消
 - i 孫会社（施行令第 29 条第 2 号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項
 - j 固定資産の譲渡又は取得
 - k リースによる固定資産の賃貸借
 - l 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止
 - m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - n 新たな事業の開始
 - o 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は同第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の同第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け
 - p 商号又は名称の変更
 - q 「預金保険法」第 74 条第 5 項の規定による申出
 - r 「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」に基づく特定調停手続による調停の申立て
 - s a から前 r までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - c 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - d 免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
 - f 不渡り等
 - g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
 - h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償

権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

- i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- k 資源の発見
- l a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場会社の子会社（施行令第 27 条の 2 各号に掲げる有価証券の発行者に限る。）の売上高、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が取扱いにおいて定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

- 3 上場会社は、第 1 四半期及び第 3 四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。
- 4 上場会社は、「株券上場廃止基準」第 2 条第 3 号に規定する「上場時価総額が 5 億円に満たない場合」に該当した場合において、同号前段に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。
- 5 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第 9 項の規定に準じて開示を行うものとする。
- 6 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が 50 万円以上である場合には、第 1 項第 3 号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。
- 7 上場株券の発行者は、第 1 項第 3 号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。
- 8 上場株券の発行者は、第 1 項第 3 号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者の内部管理体制の整備及び運用状況を開示しなければならない。
- 9 親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。）を有する上場会社は、第 1 項第 3 号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当取引所が取扱いにおいて定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

一部改正〔平成 17 年 1 月 1 日、平成 17 年 2 月 1 日〕

（会社情報の当取引所への事前説明）

第 4 条 上場有価証券の発行者は、前条の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あら

かじめ当取引所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(会社情報の開示の方法)

第5条 第3条の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t (当取引所及び国内の他の証券取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。

2 前項の場合において、上場有価証券の発行者は、当該開示に係る資料をT D n e tにより当取引所に送信するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、当取引所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の当取引所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の証券取引所(T D n e tが設置されている証券取引所に限る。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、当取引所が適当と認める書類を当該証券取引所に提出したときは、当取引所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4 上場有価証券の発行者は、当取引所が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、第3条の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要があると認める場合には、当取引所がその都度定める方法により行うものとする。

6 当取引所は、上場有価証券の発行者が第2項から前項までの規定により送信又は提出した資料を公衆の縦覧に供することができるものとする。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第6条 上場有価証券の発行者は、当該発行者の会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

(当取引所への協力義務)

第7条 上場有価証券の発行者は、当取引所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場有価証券の発行者は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることに同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(開示内容の変更又は訂正)

第8条 上場有価証券の発行者は、第3条又は第6条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

(開示注意銘柄の指定及び指定解除)

第9条 当取引所は、上場有価証券の発行者が、この章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、当該発行者が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、当取引所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。

2 当取引所は、当該発行者により当該事実が開示された場合又は当取引所が第23条第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、当取引所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

(情報開示担当役員等の届出)

第10条 上場会社は、情報開示担当役員(当該上場会社による会社情報の開示、第6条第1項の規定に基づき当取引所が行う照会に対する報告その他当取引所への書類の提出等に関し責任を負う者をいう。以下同じ。)及び事務連絡責任者(当該報告等に係る当取引所との連絡を掌る者をいう。)をそれぞれ1名以上選定し、それらの者の氏名、役職名及び連絡先等を当取引所に届け出るものとする。

2 上場会社は、前項の届出内容に変更又は訂正がある場合は、その旨を当取引所に届け出るものとする。

(適時開示に関する宣誓書)

第10条の2 上場会社は、当取引所が取扱いにおいて定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が同取扱いにおいて定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

追加〔平成17年2月1日〕

第3章 書類の提出等

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第11条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が取扱いにおいて定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が同取扱いにおいて

定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号aからanまでに掲げる事項
 - (2) 株式の種類の変更
 - (3) 会社が発行する株式の総数（優先出資の総口数の最高限度を含む。）の変更（株式の分割の場合における「商法」第218条第2項による会社が発行する株式の総数の増加を含む。）
 - (4) 株主優待方法の新設、変更又は廃止
 - (5) 上場会社又はその関係会社から、株主に対して行う当該関係会社の発行する株式の割当て又はその優先的申込資格の付与
 - (6) 新株（優先出資を含む。）の引受人（法第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該新株の優先的申込資格の付与
 - (7) 上場転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他当取引所が必要と認める委託契約の変更
 - (8) 上場有価証券の償還又は消却
 - (9) 株式に係る基準日の設定
 - (10) 株券、優先出資証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）
 - (11) 施行令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をするところがある者の選定
 - (12) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）
 - (13) 前各号に掲げる事項以外の上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項
- 2 上場会社は、第3条第1項（第1号を除く。）第2項及び第3項までのいずれかに該当した場合は、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が取扱いにおいて定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。
- 3 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前2項の規定に準じて当取引所に対する通知及び書類の提出その他当取引所が必要と認める書類の提出を行うものとする。
- 4 上場有価証券の発行者は、前各項の規定に基づき通知した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を通知するものとする。
- 5 第1項第2号から第13号まで及び前項の規定に基づき通知した内容について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

6 第4条及び第5条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

一部改正〔平成17年2月1日〕

(上場申請の手續)

第12条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合には、原則として、その発行又は変更に関し先立ちその都度上場申請の手續をとるものとする。

(自己株式の取得等の状況に関する報告等)

第13条 上場会社は、「商法」第210条若しくは第211条の3の規定による自己株式の取得又は「商法」の他の規定による自己株式の買取り(以下「自己株式の取得等」という。)により、上場株式数が「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」第7条第1項第1号又は第9条第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得等の後直ちにその旨を書面により当取引所に通知するものとする。

2 前項の規定は、上場会社が、自己株式の取得等により、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

(新株予約権の行使の通知等)

第14条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するとともに、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は移転するものとする。

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第14条の2 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

追加〔平成17年2月1日〕

(有価証券の見本の提出)

第15条 上場有価証券の発行者は、新たに有価証券を発行する場合には、偽造及び変造の防

止又は取引の便宜等に資するため、発行及び変更に際して所定の様式により作成し、その見本を当取引所に提出するものとする。

(株主等への発送書類の提出)

第 16 条 上場会社は、株主に対して発送する書類をその発送日前に当取引所に提出するものとする。

(その他書類の提出)

第 17 条 上場有価証券の発行者は、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(準用規定)

第 18 条 第 6 条第 1 項の規定は、当取引所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合に準用する。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第 19 条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を設置するものとする。

(公告に係る情報の広範な周知)

第 20 条 上場会社は、法令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図るものとする。

(株式事務代行機関への委託)

第 21 条 上場会社は、株式事務を当取引所の指定する株式事務代行機関に委託するものとする。ただし、「株券上場審査基準」第 3 条第 1 項第 6 号ただし書に該当する上場会社については、この限りでない。

一部改正〔平成 17 年 4 月 1 日〕

(新規上場申請書類の公衆縦覧)

第 22 条 上場会社は、「有価証券上場規程」第 3 条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

第 4 章 改善報告書の提出

(第 2 章に係る改善報告書の提出)

第 23 条 当取引所は、上場有価証券の発行者が第 2 章の規定に基づく会社情報の適時開示等

を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

- 2 当取引所は、前項の規定により提出された報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該発行者に対してその変更を要請し、当該報告書の再提出を求めることができる。
- 3 上場有価証券の発行者は、前2項の規定により報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該報告書の提出を行わなければならない。
- 4 当取引所は、上場有価証券の発行者が前項の規定により報告書を当取引所に提出した場合は、当該報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(第3章に係る改善報告書の提出)

第24条 当取引所は、上場有価証券の発行者が第3章の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

付 則

- 1 この規則は、平成16年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、当取引所が「業務規程、受託契約準則その他当取引所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則」において定める。

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第2号g及びjの規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。
- 3 改正後の第3条第1項第2号uの規定は、この改正規定施行の日(以下この付則において「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第3条第8項の規定は、平成17年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用する。
- 5 改正後の第3条第9項の規定は、平成17年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用する。
- 6 改正後の第10条の2の規定にかかわらず、施行日において現に上場会社である会社については、同条に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 改正後の第 14 条の 2 の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。